

## 【FAQ】～協力金について～

Q 1 : 協力金を請求できるのはどのような事業者ですか。

A 1 : 以下の事業者の方が対象となります。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める「障害福祉サービス」のうち、以下の事業を行う事業者

サービスの種類
居宅介護、重度訪問介護

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める「相談支援」のうち、以下の事業を行う事業者

サービスの種類
地域定着支援、計画相談支援

Q 2 : 協力金の額はいくらですか。

A 2 : 協力金の額は、1事業者につき、1訪問先当たり日額15,000円です。

Q 3 : 協力金の請求対象となるサービス提供期間を教えてください。

A 3 : **陽性者へのサービス提供**

令和3年12月1日(水)から令和4年3月31日(木)までの間に陽性者となった方に対し、発症日から自宅療養期間が終了したと認められる日までの期間において、サービスを提供した日数分が請求できます。

**濃厚接触者へのサービス提供**

令和3年12月1日(水)から令和4年3月31日(木)までの間に濃厚接触者となった方に対し、保健所が認めた健康観察期間において、サービスを提供した日数分が請求できます。

Q 4 : 協力金の用途について、区からの指定や制限などはありますか。

A 4 : 区からの指定や制限はありませんが、スタッフの方へのインセンティブ支給や、マスク等の感染予防資材の購入など、事業の目的に資する形で協力金をご活用ください。

Q 5 : 協力金の請求はどのような手順で行うのですか。

A 5 : サービス提供完了後、翌月10日までに下記(1)をご提出ください。手順は以下のとおりです。

※令和4年3月15日以降にサービス提供する場合は、事前に区へご一報ください。

- (1) 事業者が区指定様式の申請書兼実績報告書を区に提出。
- (2) 区が書類審査の上、協力金の交付可否について決定し、事業者へ通知。
- (3) 交付決定を受けた事業者が、区指定様式の請求書を区に提出。
- (4) 区が事業者の口座に協力金を振り込む。